

質問事項書

下記事例を想定して、できる限りで差し支えございませんので、下記①～⑳-2の質問にご回答をお願いいたします。なお、今回、IT化が検討されている裁判手続には、下記事例のような個人と個人の間の裁判だけではなく、国や自治体を相手方とする行政裁判や、国家賠償請求裁判も含まれます。障がい者の人権に関わる裁判もあることにご留意の上、ご回答をお願いいたします。

本アンケートは、様々な障がい種別の団体に対して同内容のアンケートをお送りすることで実施しておりますので、貴団体に所属する障がい種別の方にとって回答の難しい質問が含まれている場合があります。あらかじめ、ご容赦いただければと存じます。

また、貴団体に異なる障がい種別の方が所属されている場合には、どの障がい種別の方からのご意見かが分かるように明示していただきますようお願い申し上げます。

(記載例) …というサポートを求める(視覚障がい)

なお、現在の裁判の流れについては、別紙「現在の裁判手続(第一審)の基本的な流れ」をご参照ください。

記

回答日 : 月 日

団体名 :

回答者(担当者) :

連絡先 :住所

 :電話番号・FAX番号

 :E-mail

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、状況に応じ、本アンケート調査の内容につき、再度お問い合わせ等のご連絡をさせていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

【事例】

Aは、友人であるBに対し、平成30年4月1日、1年後に返済するとの約束で、200万円を貸し付けました。

Bは、平成31年4月1日を過ぎても、お金を一切返しませんでした。

そこで、Aは、Bに対して、裁判を起こそうと考えました。

なお、A及びBは、弁護士をつけずに裁判をするものとします。

第1 訴え提起の段階について

1 オンライン申立てについて

(1) 現在検討されている制度について

裁判を起こすことを「訴えを提起する」と言いますが、これまでの制度では、裁判を起こすには、訴状という書面を作り、これを裁判所に郵送又は持参して出すことになっていました。

裁判のIT化において、これまでの郵送又は持参の方法に加えて、訴状をPDFファイルで作成し、裁判所が管理するシステムにオンラインでアクセスして記録（アップロード）して提出する方法が検討されています。

また、これを行うためには、運転免許証等の本人確認書類のデータをオンラインで提

出することでIDとパスワードを発行してもらい、このIDとパスワードで裁判所のシステムにログインして本人確認を行うことになります。

さらに、将来的には、裁判を起こす方法をオンラインに一本化することも検討されています。

なお、PDFファイルとは、紙に印刷したイメージのまま電子的に保存するファイル形式です。

(2) 質問

以下の質問に回答する際には、ご自身が事例のAの立場にあると考えてみてください。

① Aが訴状をPDFファイルで作る場合、訴状をPDF化する作業について、サポートを受けたいでしょうか。サポートを受けたい場合、どこでサポートを受けられると良いと思いますか。

サポートを受けたい。

(サポートを受ける場所)

(複数回答可)

1 裁判所 2 弁護士会 3 弁護士(法律事務所)

4 法テラス 5 司法書士会

6 市区町村の役所

7 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター

8 その他()

サポートがなくてもよい。

分からない。

①-2 (①で「サポートを受けたい。」と回答した場合) 訴状をPDF化する作業について、どのようなサポートを求めたいですか。

なお、訴状を PDF データにする等のサポートは、裁判所や弁護士会等の士業者団体、個々の弁護士や司法書士が担うこととされ、さらにはコンビニやコピーセンター等の民間事業者も担うことが可能だと想定されているようです。

(複数回答可)

1 訴状を PDF 化する作業を担当者に行ってほしい。

2 訴状をPDF化するためのパソコンの操作を担当者に教えてほしい。

3 その他、求めたいサポートがある(下記にご記載ください)。

()

② Aが裁判所の管理するシステムを利用する場合に、Aの本人確認の方法として、運転免許証等の本人確認書類のデータをオンラインで提出してIDとパスワードを発行してもらう方法以外に、どのような方法があるとよいと思いますか。該当する番号1つを選択してください。

1 郵送によって本人確認書類を提出することでIDとパスワードを発行してもらう方法

2 裁判所等の窓口に行って本人確認書類を提出することでIDとパスワードを発行してもらう方法

3 その他

()

4 分からない。

③ IDとパスワードを用いて裁判所の管理するシステムにアクセスする場合、サポートが必要ですか。必要な場合、どのようなサポートを求めたいですか。該当する番号1つを選択してください。

1 サポートが必要

(サポートの内容)

2 サポートは不要

③-2 これまで、ID・パスワードによって本人確認をされたときに、障がい特性との関係で困ったことはありましたか。それは、具体的にはどのようなことで困ったのでしょうか。該当する番号1つを選択してください。

1 困ったことがある。

(具体的な内容)

2 困ったことはない。

④ 裁判所の管理するシステムへアクセスした後、システム上の表示画面が分からない場合、または、PDFファイルをシステムに記録する方法などが分からない場合、サポートを受けたいでしょうか。サポートを受けたい場合、どこでサポートしてほしいですか。

サポートを受けたい。

(サポートを受ける場所)

(複数回答可)

1 裁判所 2 弁護士会 3 弁護士(法律事務所)

4 法テラス 5 司法書士会

6 市区町村の役所

7 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター

8 その他

()

サポートがなくてもよい。

分からない。

④-2 (④で「サポートを受けたい。」と回答した場合)裁判所の管理するシステムへアクセスした後,システム上の表示画面が分からない場合,または,PDFファイルをシステムに記録する方法などが分からない場合,どのようなサポートを求めたいですか。

(複数回答可)

1 裁判所が管理するシステムの表示画面の内容を口頭(又は手話言語,筆談等)で説明してほしい。

2 裁判所が管理するシステムにPDFファイルを記録するためのパソコンの操作を教えてほしい。

3 裁判所が管理するシステムへのPDFファイルの記録を担当者が行ってほしい。

4 その他に求めたいサポートがある。(下記にご記載ください。)

()

⑤ 今後、①のように、訴状をPDFファイルで作成し、裁判所の管理するシステムに記録する方法だけでなく、これまでのように書面として作って郵送（又は持参）する方法を残してほしいですか。該当する番号1つを選択してください。また、理由があれば、記載してください。

1 残してほしい。

（理由）

2 残さなくてよい。

（理由）

2 受付可能なデータの種類について

(1) 現在検討されている制度について

裁判のIT化において、書面を作って裁判所に提出することに代えて、PDFファイルを提出することが検討されています。もし、当事者が、同じ内容のワードファイルやテキストファイルを持っている場合には、裁判所はPDFファイルの他に、これらのワード・テキストファイルの提出を求めることもできます。

なお、ワードファイルやテキストファイルは、音声読み上げソフトに対応しているため視

覚障がい者も内容を理解しやすいファイル形式です。PDFファイルは、音声読み上げソフトに対応していない場合があります。

(2) 質問

以下の質問に回答する際には、ご自身が事例のAの立場にあると考えてみてください。そして、事例のBが、裁判所に対して、Aの訴えに対する反論をPDFファイルで提出した場合を考えてみてください。

⑥ Bが裁判所に対して提出するファイル形式として、どのようなものを求めたいですか。該当する番号1つを選択してください。

1 音声読み上げ可能なもの

(具体的に希望するファイル形式:)

2 るび付きのもの

3 その他()

⑦ Bが手元にワード・テキストファイルを持っている場合、PDFファイルに加えて、これらのファイルの裁判所への提出を義務化してほしいですか。該当する番号1つを選択してください。また、理由があれば、記載してください。

1 義務化してほしい。

(理由)

2 義務化しなくてよい。

(理由)

3 システム送達(訴え提起時)について

(1) 現在検討されている制度について

これまでの制度では、Aが出した訴状は、原則として、郵便を利用して裁判所からBに送られます。これを「送達」と言います。

裁判のIT化において、オンラインシステムにより簡易に送る方法(システム送達)が検討されています。

事例の場合、Aは、裁判所書記官に対してBのメールアドレスを提供した上、システム送達の方法により、Bに訴状を送るよう求めることができます。この場合、裁判所書記官は、Bのメールアドレスに対して、Aから裁判を起こされたこと等の通知をします。なお、この場合、Bが裁判所のシステムの利用登録をして、Aが送った訴状のデータを確認したときに、送達の効力が発生します。Bが訴状のデータを確認しなかった場合には、現在の制度と同じように、書面の訴状がBに郵送されることになります。

(2) 質問

以下の質問に回答する際には、ご自身が事例のBの立場にあると考えてみてください。

- ⑧ Bが、障がいにより、IT機器の使用が困難・不得手であったり、裁判所からのメールでの通知が分かりにくかったりすることが想定されます。裁判所書記官からのメールでの通知やその他の連絡の場面で、どのようなサポートがあると良いと思いますか。

(複数回答可)

- 1 メールの件名・本文に分かりやすい記載をしてほしい。
- 2 メールを送信に加え、電話による連絡もしてほしい。
- 3 メールを送信に加え、同内容の文書を郵送で送ってほしい。その際に求めたい配慮があれば、ご記載ください。

(配慮の内容)

- 4 メールを送信に加え、同内容の文書をFAXで送ってほしい。その際に求めたい配慮があれば、ご記載ください。

(配慮の内容)

- 5 その他、求めたいサポートがあれば、ご記載ください。

(求めたいサポートの内容)

- 6 サポートは必要ない。

- ⑧—2 これまで、大事なメールを読み飛ばしてしまったことはありますか。どうして、そのようなことが起きてしまったのでしょうか。該当する番号1つを選択してください。また、大事なメールを読み飛ばさないようにするために、工夫していることがあればご記載ください。

1 大事なメールを読み飛ばしてしまったことがある。

(読み飛ばしてしまった原因)

2 大事なメールを読み飛ばしてしまったことはない。

(大事なメールを読み飛ばさないようにするために工夫していること)

(事例を離れますが、下記の質問にもご回答ください)

⑨ これまでの制度では、被告(事例のBのことです。)が裁判を起こされていることが分からず、被告が知らないうちに敗訴判決が出てしまうという事態が散見されます。

貴団体の知る限り、このような事例は、どれくらいありましたか。また、そのような事例では、どのようなことが原因で、被告が裁判を起こされたことが分からなかったのでしょうか。

1 これまで約 件あった。(年～ 年の間)

2 全くなかった。

3 分からない。

(原因)

(複数回答可)

- 1 封筒に点字表記がなく,送付された郵便物が訴状(又は判決書)であると気付かなかった。
- 2 訴状(又は判決書)という言葉の意味が分からず,郵便物を放置していた。
- 3 書類は見たが,印字されている文字が読めなかった。
- 4 書類は見たが,内容が難しかったため,理解できなかった。
- 5 その他()

⑨-2 これまで,裁判手続について相談する際,どこに相談していましたか。該当する番号1つを選択してください。

- 1 裁判所 2 弁護士会 3 弁護士(又は弁護士事務所)
- 4 司法書士(又は司法書士事務所) 5 法テラス 6 市区町村の役所
- 7 税理士 8 行政書士 9 社会保険労務士
- 10 その他()
- 11 これまで,裁判手続について相談したことはない。

⑨-3 ⑨-2で,弁護士会,弁護士(又は弁護士事務所)以外を選択した場合,その理由をご記載ください。

⑨-4 貴団体が把握する限りで,貴団体関係者がこれまで,裁判手続を利用した件数

は、何件ありましたか。そのうち、弁護士を代理人に付けていた件数は、何件ありましたか。

裁判手続を利用した件数 件

うち、弁護士を代理人に付けていた件数 件

4 みなし送達について

(1) 現在検討されている制度について

裁判では、原告（事例のAのことです。）と被告（事例のBのことです。）が、それぞれの言い分を書面にして提出します。

これまでの裁判は、作った書面をお互いに相手方に郵送又はFAXにより送り、それが相手方に届いたことを確認する、という手順を踏んで進められてきました。

裁判のIT化で検討されている制度は、以下のような制度です。

- A 相手方が書面を作り、これを裁判所が管理するシステムに記録すると、
- B 自分が登録したメールアドレスに、相手方が書面を提出したことを知らせる裁判所からの通知がメールで届き、
- C この通知を受けた後、一定期間何もしない場合には、相手方の書面が自分に届いたものとみなされる。

（ただし、訴状の送達の場合には、この制度の適用はありません。）

(2) 質問

- ⑩ 障がいにより、IT機器の使用が困難・不得手であったり、メールでの通知を見逃してしまったりすると、裁判所からの通知を認識しないまま一定期間が経過し、自分に書面が届いたものとみなされる問題があります。

また、判決書（裁判所の最終判断）の通知も同様に行われますが、届いた時点から

判決に対する不服を申し立てる期間が計算されますので、通知を見逃すと、知らない間に期間が経過してしまい不服を申し立てる機会を逃してしまうことも考えられます。

したがって、メールでの通知に加えて電話をするなどの配慮や、裁判所からの通知の内容が分かりやすいものであること等の配慮が必要であると考えられますが、障がい特性を踏まえて、どのようなサポートがあるとよいと思われますか。

(複数回答可)

- 1 メールの件名・本文に分かりやすい記載をしてほしい。
- 2 メールを送信に加え、電話による連絡もしてほしい。
- 3 メールを送信に加え、同内容の文書を郵送で送ってほしい。その際に求めたい配慮があれば、ご記載ください。

(配慮の内容)

- 4 メールを送信に加え、同内容の文書をFAXで送ってほしい。その際に求めたい配慮があれば、ご記載ください。

(配慮の内容)

- 6 その他、求めたいサポートがあれば、ご記載ください。

(求めたいサポートの内容)

□7 サポートは必要ない。

第2 争点整理の段階について

1 裁判所の期日におけるウェブ会議等の利用について

(1) 現在検討されている制度について

これまでの制度では、原則として、少なくとも当事者の一方(A又はB)と裁判官が実際に法廷等に来るなければ、口頭弁論等の手続を行えないことになっていました。なお、口頭弁論とは、原告(A)と被告(B)が、法廷で、裁判官の面前で、自らの主張を述べる手続をいいます。

裁判のIT化において、IT技術を利用して、当事者双方が裁判所に行かなくても手続を進められるようになる制度が検討されています。

検討されている期日(裁判手続)の実施方法は大きく3つです。ウェブ会議、テレビ会議、電話会議です。

ウェブ会議とは、裁判所と裁判所外にいる当事者をインターネット電話サービスなどで繋いで、映像、音声、文字、データ等をやり取りする方法とされています。

テレビ会議とは、裁判所(例えば、東京地方裁判所)が他の裁判所(例えば、大阪地方裁判所)にいる当事者との間で裁判所のテレビ会議システムを利用して、映像、音声のやり取りを行う方法です。

電話会議とは、電話会議システムを利用して音声のみのやり取りを行うことをいいます。

以下では、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議を合わせて、「ウェブ会議等」と記載します。

ウェブ会議等では、それまでに提出された書面や証拠をもとに、裁判の争点はどこな

のか議論をしたり、裁判の進行について打合せを行ったりします。

(2) 質問

以下の質問に回答する際には、ご自身が事例のAの立場にあり、自宅からウェブ会議を利用する場合を考えてみてください。

- ⑪ Aに聴覚障がいがあり手話通訳者を同席させる場合、裁判所にはどのような配慮を求めたいですか（話すのが早い裁判官もいると考えられますが、ゆっくり話す、通訳が終わったことの確認をするなどの配慮が必要でしょうか。他にはどのような配慮が必要でしょうか。）。また、手話通訳者の派遣に当たって、どのような配慮を求めたいですか。

裁判所に求めたい配慮の内容

()

手話通訳者の派遣に当たって、求めたい配慮の内容

()

- ⑫ Aに聴覚障がいがあり、文字による通訳や字幕等他の情報保障手段が必要な場合、その利用や派遣に当たって、裁判所にはどのような配慮を求めたいですか。

裁判所に用意しておいてほしい補助具等があれば、それについてもご記載ください。

裁判所に求めたい配慮の内容

()

裁判所に用意しておいてほしい補助具等

()

⑬ 遠隔で手話通訳や文字による通訳や字幕の利用を希望する場合、裁判所にどのような配慮や運用等を求めたいですか。

裁判所に求めたい配慮や運用等の内容

()

裁判所に用意しておいてほしい補助具等

()

⑬-2 これまで、ウェブ会議において、手話通訳者と聴覚障がい者が別々の場所からウェブ会議に参加して、聴覚障がい者が画面上で手話を見ながら会議をするような場面で、何か困ったことはありましたか。また、気を付けたことはありましたか。

困ったこと

()

気を付けたこと

()

⑬-3 これまで、ウェブ会議において、要約筆記者と聴覚障がい者が別々の場所からウェブ会議に参加して、聴覚障がい者が画面上で要約筆記を見ながら会議をするような場面で、何か困ったことはありましたか。また、気を付けたことはありましたか。

困ったこと

()

気を付けたこと

()

- ⑬-4 貴団体が把握している限りで、これまで裁判所の法廷において手話通訳が行われた場合に、何か困ったことはありましたか。また、裁判所の法廷で要約筆記が行われた場合に、何か困ったことはありましたか。

手話通訳が行われた場合に、困ったこと

()

要約筆記が行われた場合に、困ったこと

()

- ⑭ Aが視覚障がい者である場合、どのような配慮が必要でしょうか（データの内容を理解したり、事件管理システムの操作を行ったりするのに時間や特別な器具が必要でしょうか。）。

裁判所に用意しておいてほしい補助具等があれば、それについてもご記載ください。

必要な配慮の内容

()

裁判所に用意しておいてほしい補助具等

()

- ⑮ 聴覚・視覚障がいのある当事者以外の障がいのある方の場合、どのような配慮が必要でしょうか（例：ウェブ会議の画面操作が難しい、裁判官の言葉が難しすぎる、話すスピードが速すぎる等への配慮が考えられます。）。

裁判所に用意しておいてほしい補助具等があれば、それについてもご記載ください。

必要な配慮の内容

()

裁判所に用意しておいてほしい補助具等

()

2 書証

(1) 現在検討されている制度について

裁判で証拠として取り扱われる文書や写真（例えば、契約書や事故状況を撮影した写真など）を「書証」といいます。

現在は、裁判における書証の提出は、対象となる書証をコピーし、それを裁判所と相手方に送る方法で行われています。そして、書証の取調べは、裁判官が、当事者が提出した書証のコピーや、当事者が裁判所に持参した書証の原本を目で見る方法で行われています。

裁判のIT化において、当事者が書証をPDFファイル化し、裁判所が管理するシステムにアップロードした上で、裁判官は、当事者が提出したPDFファイルをパソコンのモニターに表示させる方法や、当事者が裁判所に持参した書証の原本を見る方法で書証を取り調べることが検討されています。

事例の場合、例えば、Aが、Bとの間で交わした契約書や借用書をスキャンしてPDFファイル化し、事件管理システムにアップロードすることが考えられます。

(2) 質問

⑯ 証拠として、書類や写真をPDF化して提出する場合、サポートを受けたいでしょうか。サポートを受けたい場合、どこにサポートを求めたいですか。

サポートを受けたい。

(サポートを受ける場所)

(複数回答可)

- 1 裁判所 2 弁護士会 3 法テラス
- 4 司法書士会
- 5 市区町村の役所
- 6 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター
- 7 その他()

サポートがなくてもよい。

分からない。

⑩-2 相手方から提出された書証が画面読み上げソフトで読み上げられない形式のPDFファイルであったり、写真データであったりする場合、その内容を把握するためのサポートを受けたいでしょうか。サポートを受けたい場合、どこにサポートを求めたいですか。

サポートを受けたい。

(サポートを受ける場所)

(複数回答可)

- 1 裁判所 2 弁護士会 3 法テラス
- 4 司法書士会
- 5 市区町村の役所
- 6 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター
- 7 その他()

サポートがなくてもよい。

分からない。

⑰ これまで、音声読み上げソフトに対応しないPDFや、写真データ、図表などの内容を把握する場合、どのような方法で把握しようとしていたのかをご記載ください。

⑱ 視覚障がい以外の障がいのある当事者が、書証として提出されたPDFファイルや写真データを確認する場合、どのようなサポートを求めたいですか。

3 訴訟記録の電子化について

(1) 現在検討されている制度について

裁判のIT化において、当事者から出された書面については、裁判所においてデータ化（PDFファイル化）を行い、裁判所が管理するシステムに記録することが検討されています。そして、この裁判所によるデータ化が正確に行なわれているか否かを当事者が確認できるようにするため、データ化された日から一定の期間は、裁判所が書面の原本を保管することが検討されています。

事例において、AやBから書面が出されると、裁判所がその書面のデータ化を行い、一定期間、提出された書面の原本を保管することになります。AやBは、この保管期間中に、裁判所によるデータ化が正確に行われているか否かを確認することになります。

(2) 質問

- ⑱ 訴訟記録のデータ化に当たって、障がい者が書面のデータ化が正確に行われたことを確認するための方法として、どのような配慮があると良いと思いますか。

第3 証人尋問の段階について

(1) 現在検討されている制度について

障がい当事者が、裁判の中で、証人として又は原告・被告として、尋問される場面があります。現在は、原則として、法廷に行って尋問を受けなければなりません。

今後、ウェブ会議等を利用して、法廷まで行かなくても、自宅、法律事務所等で尋問を受けることが可能になります。

(2) 質問

- ⑳ コミュニケーションに困難のある障がい当事者に対して、質問者がその障がいの特性に合わせた適切な聞き方をしないことにより、障がい当事者が質問の意味を理解できなかつたり、適切に答えることができなかつたりするなどの問題があります。

裁判所における尋問のやり方、聞き方において、どのような点の理解・注意・配慮があるのが望ましいでしょうか。

(理解・注意・配慮の内容)

第4 その他

Ⅰ 口頭弁論の公開について

(1) 現在検討されている制度について

今後、最高裁判所の法廷で開かれる審理の様子を、ウェブ中継などによりインターネット上で公開することについて、検討が進められる可能性があります。

(2) 質問

② 障がい者の人権に関わる裁判については、障がい者が傍聴しやすい制度にしてほしいというニーズがある一方、裁判の当事者となっている障がい者からはプライバシーを保護してほしいというニーズがあります。もし、法廷における裁判の様子がインターネットで公開されるとした場合、どのようなことを求めたいですか。

傍聴を求める立場からのご意見でも、裁判の当事者となることを想定してのご意見でも構いませんので、ご回答ください（例：簡単にアクセスできる制度を求める、秘匿してほしい事項がある、障がい者の人権に関わる裁判は公開してほしい等）。

（法廷における裁判の様子がインターネットで公開されるとした場合、求めたいこと）

2 訴訟記録の閲覧・謄写等について

(1) 現在検討されている制度について

これまでは、裁判所に用紙に印刷して保管されている訴訟記録を見たり（閲覧）、自分の手で保管したい場合はその記録をコピー（謄写）していました。

今後は、訴訟記録が裁判所のシステムにファイルの形で保管されるため、パソコンやインターネットの利用に習熟している人は、裁判所のシステムに自由にアクセスして、訴訟記録を閲覧したり、謄写（ダウンロード）することができます。

他方、パソコンやインターネットの利用が困難な人は、裁判所書記官に、訴訟記録の閲覧と謄写（コピー・複製）を求めることとなります。また、裁判所書記官に、裁判所のシ

システムに記録された情報の内容を印刷した書面の交付を求めることもできます。また、訴訟記録中の音声又は映像を記録したデータをほしいときは、裁判所書記官に求めることで、自ら複製することができます。

このような閲覧・謄写（コピー・複製）は、裁判所に閲覧・謄写用のパソコンが用意され、そのパソコンを使用して行うことが想定されています。

(2) 質問

- ② 裁判所に設置されたパソコンにより、訴訟記録を閲覧したり、謄写したりする場合、裁判所に対してどのような備品の整備やサポートを求めたいですか（例：音声ソフトが対応しているシステムであること、裁判所職員による操作方法のサポート等）。

（備品の整備やサポートの内容）

- ③ パソコンやインターネットの利用が困難な人が訴訟記録の謄写をする場合、裁判所書記官に謄写を請求して、情報の内容が印刷された用紙の形で取得することになりますが、自分が訴訟の当事者の場合、訴訟記録をデータのままで入手することを望みますか。該当する番号1つを選択してください。また、理由があれば、記載してください。

1 望む。

（理由： _____ ）

2 望まない。

（理由： _____ ）

第5 テレワーク・ウェブ会議の実施状況について

(1) 新型コロナウイルス流行に伴い、テレワーク・ウェブ会議を導入する企業・団体が増えています。

(2) 質問

㊸ ウェブ会議を行う場合に、障がい特性との関係で、会議主催者等が配慮していることはありますか。それは、どのような配慮ですか。該当する番号1つを選択してください。

1 配慮していることがある。

(内容)

2 特に配慮していることはない。

㊹ テレワークを行う場合に、データの送受信等の面で、障がい特性との関係で貴団体が配慮していることはありますか。該当する番号1つを選択してください。

その他、障がい特性との関係で貴団体が配慮していることがあれば、ご記載ください。

1 配慮していることがある。

(内容)

2 特に配慮していることはない。

②⑥ テレワーク・ウェブ会議を行う際、不便を感じた点・改善すべきだと感じた点があれば、ご記載ください。

(不便を感じた点・改善すべきだと感じた点)

第6 障がい者にとってアクセシブルな制度とするために

②⑦ 裁判の手続が障がい者にとってアクセシブルなものであることは、障がい者の権利を守るために必要なことです。今後、裁判手続のIT化が進められることとなりますが、別途整備してほしい制度、配慮してほしい事項があれば自由にご記載ください。

(例:点字による訴状を出せるようにしてほしい,手話言語による申し立てを可能としてほしい,筆談ボード・コミュニケーションカードを常備してほしい等)

(整備してほしい制度,配慮してほしい事項)

②⑦-2 障がい当事者が裁判手続を利用するに当たって、これまでどういった問題があったでしょうか。貴団体で把握している限りでかまいませんので、可能な限りご記載ください。

(裁判手続を利用するに当たっての問題)

ご協力いただきありがとうございました。

以上